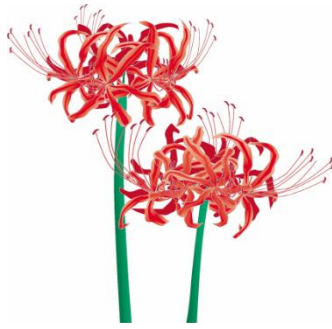


市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将



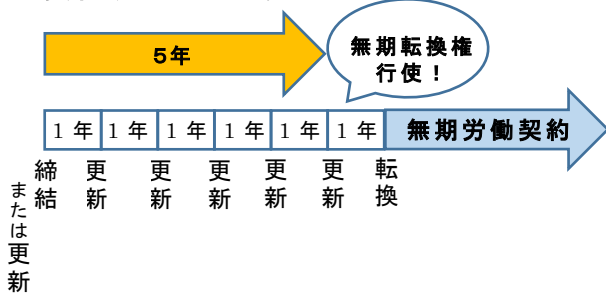
〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

来年 4 月から本格化する「無期 転換ルール」に関する調査結果

◆改正労契法で定められたルール

2013 年に「改正労働契約法」が施行され、同法 18 条により、同じ事業主の下で契約更新が繰り返されて通算 5 年を超えた有期契約労働者は、本人の申出により「無期雇用」として働くことができるようになりました（いわゆる『無期転換ルール』）。

～契約期間 1 年の場合～



施行から 5 年が経過する来年（2018 年）4 月 1 日から本格的に、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる権利を有する労働者が生じることとなりますが、そんな中、連合から『有期契約労働者に関する調査報告』が発表されました。

◆ルールの認知度は？

この調査は、本格的に無期労働契約への転換が始まる前に、有期契約

労働者の改正労働契約法についての認知状況や考えを把握するため、今年 4 月に実施されたものです（有効回答者数：1,000 名）。

まず、『無期転換ルール』について、「ルールの内容まで知っていた」は 15.9%にとどまっており、「ルールができたことは知っているが、内容までは知らなかった」が 32.9%、「ルールができたことを知らなかった」が 51.2%で、この 2 つを合計した『内容を知らなかった』は 84.1%となっています。

ルールの対象者となる労働者の中ではまだまだ認知度が低いようです。

◆ルールに対する考え方

また、『無期転換ルール』についての考えを尋ねたところ、「契約期間が無期になるだけで待遇が正社員と同等になるわけではないから意味が無い」が 54.5%で最も割合が高く、次いで「無期契約に転換できる可能性があるのでモチベーションアップにつながる」が 37.1%、「契約更新して働き続ける可能性が狭まる」が 31.3%となっています。

◆会社としての対応は？

いずれにしても来年 4 月からこの『無期転換ルール』の適用が本格化

するわけですから、「まだ何も対応していない」という会社では、まずは対象となる従業員に対して制度（ルール）を説明し、あわせて無期転換となる労働者の待遇の決定、規定の整備等を行う必要があります。

増加の一途をたどる過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患に関する労災請求



◆平成 28 年度「過労死等の労災補償状況」

厚生労働省は、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害に関して、平成 14 年から、労災の請求件数や支給決定件数などを年 1 回取りまとめています。

このたび平成 28 年度の集計結果が公表されましたので、その内容をまとめます。

◆脳・心臓疾患に関する労災補償状況

請求件数は 825 件で、前年より 30 件増加しました。支給決定件数は 260 件で前年比 9 件増、うち死亡件数も同 11 件増の 107 件でした。

業種別に見てみると、請求件数・支給決定件数ともに「運輸業、郵便業」が最も多く、請求件数は 212 件、次いで「卸売業、小売業」106 件、「製造業」101 件と続きます。

年齢別では、「50～59 歳」が請求件数 266 件、支給決定件数 99 件とともに一番多く、「40～49 歳」が請求件数 239 件、支給決定件数 90 件と、ともに 2 番目に多くなっています。

時間外労働時間別の支給決定件数は、「80 時間以上～100 時間未満」が 106 件で最多、「100 時間以上」の合計件数は 128 件ありました。

◆精神障害に関する労災補償状況

精神障害の請求件数は、前年から 71 件増え 1,586 件と、過去最多となりました。そのうち未遂を含む自殺件数は前年から 1 件減の 198 件でした。支給決定件数は 498 件で前年から 26 件増加し、うち未遂を含む自殺の件数は前年から 9 件減の 84 件となっています。

業種別で見ると、請求件数は「医療、福祉」302 件、「製造業」279 件、「卸売業、小売業」220 件の順に多く、支給決定件数は「製造業」91 件、「医療、福祉」80 件、「卸売業、小売業」57 件の順になっています。

年齢別では、「40～49 歳」の請求件数が 542 件、支給決定件数が 144 件とともに最も多く、次いで「30～39 歳」の請求件数が 408 件、支給決定件数 136 件という順に多くなっています。

そして、出来事別の支給決定件数は、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が 74 件、「仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった」が 63 件となっています。

◆裁量労働制対象者に係る支給決定件数

過去 6 年間で、「裁量労働制対象者」に係る脳・心臓疾患の支給決定件数は 22 件で、うち専門業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 21 件、企画業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 1 件ありました。

企業側は、事業場の事故に限らず、労働時間・働き方等の管理に厳重な配慮が必要です。

最低賃金引上げ額は「平均 25 円」 で過去最大の上げ幅に！



◆引上げ額は全国平均で 25 円

7月27日に開催された厚生労働省の第49回中央最低賃金審議会において、今年度（平成29年度）の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は25円（昨年度24円）、改定額の全国加重平均額は823円（同798円）となっています。

◆全都道府県で 20 円を超える目安額に

各都道府県に適用される目安のランクは以下のようになっています（都道府県の経済実態に応じ、全都道府県を ABCD の4ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています）。

【各都道府県に適用される目安】

- ・ A ランク（引上げ額 26 円）
埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の 6 都府県
- ・ B ランク（引上げ額 25 円）
茨城、富山、長野、静岡、京都、広島など 11 府県
- ・ C ランク（引上げ額 24 円）
北海道、宮城、群馬、新潟、岐阜、山口など 14 道県
- ・ D ランク（引上げ額 22 円）
青森、岩手、福島、鳥取、長崎、鹿児島、沖縄など 16 県

全都道府県で 20 円を超える目安額となっており、引上げ率は昨年度と同じ 3.0%です。

◆改定は 10 月から

今後、各地方最低賃金審議会において上記の目安を参考にしつつ、それぞれの地域における賃金実態調査などを踏まえて、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定します（10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です）。

上記の目安額通りに最低賃金が決定されると、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年以降、過去最高額となる引上げとなります（昨年度は18円）。

※長野県は770円から795円となります。

～今月のことば～



自然物としての人間は、決して孤立して生きられるようにはつくりだされていない。

このため、助け合う、ということが、人間にとって、大きな道徳になっている。

助け合うという気持ちや行動のもとのもとは、いたわりという感情である。

他人の痛みを感じることに言ってもいい。

やさしさと言いかえてもいい。

「いたわり」

「他人の痛みを感じることに」

「やさしさ」

みな似たような言葉である。

この三つの言葉は、もともと一つの根から出ているのである。

根といっても、本能ではない。だから、私たちは訓練をしてそれを身につけねばならないのである。

その訓練とは、簡単なことである。例えば、友達がころぶ。ああ痛かったろうな、と感じる気持ちを、そのつど自分の中でつくりあげていきさえすればよい。

この根っこの感情が、自己の中でしっかり根づいていけば、他民族へのいたわりという気持ちもわき出てくる。

君たちさえ、そういう自己をつかっていけば、二十一世紀は人類が仲よしでくらす時代になるのにちがいない。

かまくら

鎌倉時代の武士たちは、

「たのもしさ」

ということをして、たいせつにしてきた。人間は、いつの時代でもたのもしい人格を持たねばならない。人間というのは、男女とも、たのもしくない人格にみりよくを感じないのである。

もう一度くり返そう。さきに私は自己を確立せよ、と言った。自分にきびしく、相手にはやさしく、とも言った。いたわりという言葉も使った。それらを訓練せよ、とも言った。それらを訓練することで、自己が確立されていくのである。そして、「たのもしい君たち」になっていくのである。

『十六の話』（二十一世紀に生きる君たちへ） 司馬 遼太郎 著

～事務所よりひとこと～



小学生の息子の新学期が始まり、過ごしやすい気候になったのでホッと一息ついているところです。今年から夏休みが長くなり、32日間もありました。工作や、夏休み帳、音楽会の練習など、親の頭を悩ませる課題に奮闘しましたが、昨今ではネット上で“読書感想文”が売買されていると知り驚きました。自力でなんとかするものだと思っていたので、世の中には思いもつかない事を考える人がいるものだと感心さえします。

夏といえば、私の住まいは川中島で川中島白桃の産地ですが、7月下

旬ごろから共選所の脇を通る度、そわそわしてしまっていて気が気ではなかったもので、直売所の長い列に並んで桃を購入してきました。娘が共選所に2本目のエレキギター購入の為、アルバイトに行っているのに恥ずかしくて？職員の方に頼めないと言うので・・・。今年は日照不足で糖度が少なく、また、収穫も少ないようで、1人3箱までとの張り紙がありました。桃が入荷してこないのに長い列がなかなか進まず、手に入れるのに大変苦労しました。その後、桃農家から冷蔵庫に入りきれない程ハネ出しを手に入れ、最近まで桃三昧だったので、体重が気になるこの頃なので、この秋は食欲の秋ではなく、娘のお下がりのエレキギターで趣味の秋にでもしようかと考えています。（宮坂）

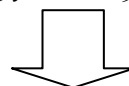
【お知らせ】

◆平成29年9月(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が変わります。

厚生年金保険料率の変更

(現行)

1,000分の181.82
(本人負担分1000分の90.91)



(変更後)

1,000分の183
(本人負担分1000分の91.5)

また算定基礎届により、被保険者の新しい標準報酬月額が決定致しました。

後日、標準報酬決定通知書と保険料案内を送付致しますので、

10月支払いの給与より(当月控除の場合は9月支払いの給与より)、社会保険料の変更をお願い致します。

ご不明な点は当事務所までお問い合わせ下さい。